



いはらき宅建

No.120

2013.6.1

「タワーと火の輪」
写真提供・水戸芸術館

平成25年4月1日より
公益社団法人になりました

- 1 定時総会開催報告
- 2 公益社団法人への移行のお知らせ
- 2 登記手数料改定のお知らせ
- 3 反社会的勢力データベース照会システム
(協会会員用)について
- 5 紙上研修
- 7 平成25年度宅建主任者法定講習会案内
- 7 茨城県水源地域保全条例
- 8 平成25年度宅地建物取引主任者
資格試験のお知らせ
- 9 不動産キャリアパーソン講座案内
- 10 全宅管理入会のご案内
- 11 新入会員紹介(H25.1~4月)
- 11 訂正のお知らせ

平成25年度定時総会開催

平成25年5月28日、茨城県立県民文化センター小ホールにて平成25年度定時総会が開催されました。

当日は来賓として、茨城県知事橋本昌代理土木部技監兼都市局建築指導課長大津博之氏、同課課長補佐清水洋人氏、同課主任塚田博之氏のご臨席を賜りました。

本年度の総会は下記2議案が上程され慎重審議の結果、全議案が原案通り可決承認されました。

議案

第1号議案 平成24年度貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
並びに財産目録承認に関する件

第2号議案 役員報酬規程の一部改正（案）承認に関する件

なお、第2号議案「役員報酬規程の一部改正（案）承認に関する件（減額案）」の提案につきましては、本会が取り組んできました組織財政並びに機構改革により、会費の見直しを会員各位のご理解により行わせて頂きました。また、組織運営の効率化にも着手し、一部支部の統廃合並びに支部事務局経費の削減等、組織・機構改革も実行しました。

これら改革を踏まえ、本規程を改正いたしました。



業協会 山田会長



建築指導課長 大津博之様



業協会議長 須賀田副会長



保証協会議長 山西副本部長

公益社団法人への移行のお知らせ

この度本会は茨城県知事より公益社団法人への移行認定を受け、平成25年4月1日付けにて旧法人の解散登記及び新法人の設立登記を行い、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会として新たにスタートいたしました。

公益社団法人としての社会的使命及び目的を果たすため、消費者の利益の擁護及び宅地建物取引業の健全な発達と地域社会の発展に寄与する事業に取り組んで参る所存でございますので、今後とも皆様方のご協力とご支援を下さいますようお願い申し上げます。

1. 公益社団法人としての今後の協会運営について

＜公益目的事業の実施＞

本会は、事業・業務を下記の通り五つに分類いたしました。

事業区分	主な業務内容
公 1	不動産無料相談業務
	法令・宅建業者情報提供業務
公 2	法令遵守指導業務
	研修・人材育成業務
収 1	収益事業
他 1	会員支援・福利厚生
管理	法人管理

2. 公益社団法人としての運営上の留意点

＜財務 3 要件の遵守＞

- ①公益目的事業に対する費用が50%以上の比率であること
- ②遊休財産制限（公益目的事業費の1年分以内）
- ③収支相償

※収支相償とは？：公益法人が行う公益目的事業について、収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという、公益法人認定法の規定。

登記手数料についてのお知らせ

本年4月1日から登記手数料が改定されております。
窓口での請求における主な証明書の手数料額は、次のとおり改定されました。

	現 行		平成25年4月1日から
登記事項証明書（謄抄本）	700 円	→	600 円
閲覧・登記事項要約書	500 円	→	450 円
印鑑証明書	500 円	→	450 円
証明（地図等）	500 円	→	450 円

※地図等に係る証明のオンライン請求については、窓口で受け取る方法を選択した場合は、登記事項証明書のオンライン請求と同様に、手数料額が安くなります。

上記に関するご質問等がございましたら、法務局・地方法務局の総務課までご連絡願います。

反社会的勢力データベース照会システムについて

(宅建協会会員用)

＜反社会的勢力データベースの留意点＞

このデータベースは、取引の相手方が反社会的勢力であるか否かを、警察機関若しくは暴力追放運動推進センターに確認および相談する必要があると認められる場合に、その前段階の**補完確認手段**としてご利用いただくことを目的としております。

照会結果の確度

このデータベースは、新聞等に掲載された過去の犯罪記事等を集積したものであります。したがって、**この情報のみをもって照会対象者が反社会的勢力に該当すると断定するものではありません（あくまでも反社会勢力の「可能性がある」という性質のものです）**。また、**照会結果が、照会対象者と同姓同名の別人に関する情報である場合もあります**。いずれにしても、ご自身で確認した結果と、データベースでの照会結果を踏まえ、**最終的には警察に確認または相談するようにして下さい**。

＜反社会的勢力データベースの活用にあたっての留意点＞

1. 反社会的勢力データベースは、すべての不動産取引において網羅的に活用するものではなく、取引の相手方に反社会的勢力である疑いが認められる場合や、その疑いが払拭されない等の状況下で、直面する取引について、拒否または契約解除することが見込まれる場合に活用するものであること。
2. 反社会的勢力の排除に関する取組は、事業者独自での調査等による対応（自助）、不動産関係団体による反社会的勢力に関して収集した情報の提供等を行う対応（共助）、警察機関による反社会的勢力に関する情報提供（公助）を、場面等に応じて相互に組み合わせるなどして対応することが考えられるが、データベースの活用は、このうちの「共助」に位置付けられるものであり、その活用にあたっては、まずは「自助」としてあらかじめ事業者としての可能な範囲での調査を十分に行い、その上で、必要に応じて「共助」に移行し、さらに確認が必要となった場合に「公助」へ移行するという対応の流れが適当であること。

1 システムの流れ

1. 会員業者が「照会申請フォーム」に入力を行い、申請します。
2. 申請（メール）を受けた協会事務局は申請者が会員か否かの確認をします。
3. 協会事務局より承認された申請は、自動で反社会勢力データベースに照会され会員業者に、照会結果がメールにて送信されます。

2. 会員業者申請ページについて

URL: <https://www.hansyadb.jp/takken/>



- ➡ 4. 受付番号が発行されると会員業者宛てにメールが届きます。
↓ メールイメージ



会員業者宛て

タイトル: 反社会的勢力データベース 照会申請を受付ました

○×不動産
○× 太郎 様(メールアドレス)

反社会的勢力データベース照会システムをご利用頂きありがとうございます。

受付番号 : 00000019

で申請を受け付けました。

不動産業における犯罪収益移転防止及び
反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会
不動産業反社データベース運用事務局



3. 反社会的勢力データベース 照会結果について

1. 協会事務局が「宅建協会会員であること確認」した場合

反社会的勢力データベースを照会し、結果が会員業者へメールで届きます。
* 添付ファイル付メールとファイルを開くためのPWメールの2通が届きます。



タイトル: 反社会的勢力データベース 照会結果
[00000019]

受付番号 : 00000019

○×不動産
○× 太郎 様(メールアドレス)

反社会的勢力データベース照会結果をお知らせいたします。
添付のファイルをご確認下さい。
添付ファイルの閲覧にはパスワードが必要です。
パスワードの情報は、本メールとは別送付のメールにてお知らせいたします。

不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的
勢力による被害防止のための連絡協議会
不動産業反社データベース運用事務局



添付ファイル.pdf



タイトル: 反社会的勢力データベース 照会結果パ
スワード[00000019]

受付番号 : 00000019

○×不動産
○× 太郎 様(メールアドレス)

反社会的勢力データベース照会結果ファイルの閲覧パスワードをお知らせいたします。

パスワード: bd143c25

このパスワードは、別送された照会結果メールに添付されたファイルを閲覧する為に必要なものです。

不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的
勢力による被害防止のための連絡協議会
不動産業反社データベース運用事務局

2. 協会事務局が「宅建協会会員でないと確認」した場合

非会員業者へ「拒否」を連絡するメールが届きます。



タイトル: 反社会的勢力データベース 照会結果[00000021]

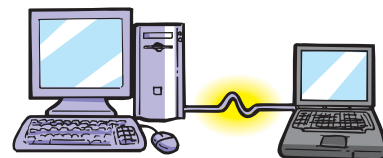
○×不動産
○× 太郎 様(メールアドレス)

反社会的勢力データベース照会システムをご利用頂きありがとうございます。

受付番号 : 00000021

で申請された反社会的勢力データベースの照会申請が、○○○協会によって会員ではないと判断されましたのでお知らせ致します。

不動産業における犯罪収益移転防止及び
反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会
不動産業反社データベース運用事務局



—建物の瑕疵担保責任—

土地の不同沈下により中古の建物が傾斜していたことにつき、建物の基礎の隠れた瑕疵を認め、売主の瑕疵担保責任が認容された事例

(東京地判 平24・6・8 判時2169-26)

1 事案の概要

(1) 売主 Y (被告) から本件土地及び本件建物 (本件土地と併せて「本件土地建物」という。) を買い受けた買主 X ら (原告) が、本件建物が南西方向に傾斜しているのは本件土地が不同沈下したことによるもので、本件建物の基礎であるべた基礎には杭基礎にしなかった瑕疵があり、本件土地の地盤そのものが宅地として通常有すべき品質・性能を有していないとして、本件土地建物には隠れた瑕疵があるが、瑕疵を補修することは不可能であるから、契約の目的を達することができないため Y との間の本件売買契約を解除したと主張し、それぞれ、Y に対しては瑕疵担保責任又は民法709条の不法行為に基づき、本件土地の造成に關与した Y 1 会社 (被告会社) に対しては民法709条又は民法716条 (注文者の責任) の不法行為又は使用者責任 (民法715条) に基づき、連帯して X らに生じた売買代金諸費用、慰謝料、調査費用、交渉費用、弁護士費用の損害金及びこれに対する民法所定年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(2) これに対し、Y は、本件建物の傾斜は、売買契約後の外的要因によるものであるから、本件土地建物の隠れた瑕疵に当たらないし、本件建物の傾斜は補修可能であるから、X らは本件売買契約を解除することはできないなどと主張し、これに加えて Y 1 会社は、本件建物の傾斜は、本件擁壁の水抜き穴が塞がれていたこと、地下

水の自然的な変化又は外的工事による地層水の漏出によって生じた可能性もあるなどと主張し、争った。

対象物件
H 14 中古物件として売買 (H 2 築)
・ 売買代金 2850万円

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、X らの請求を一部認容した。

(1) 本件建物の傾斜の原因

本件建物及び本件擁壁の傾斜は、本件土地の地盤の盛土下にある腐植土層の二次圧密による沈下並びに擁壁背面の埋戻し土及び盛土の水締め効果によって、本件土地の地盤が不同沈下したために発生したものということができる。

(2) 本件土地建物の瑕疵

上記のように、本件土地の地盤は、二次圧密を生じさせる腐植土層を含み、かつ、水締め効果も生じるような軟弱な地盤であり、また、本件建物に認められる傾斜は X らの受忍限度を超えるものであり、宅地として利用する上での瑕疵があると認めることができる。本件建物及び擁壁は南西方向に傾斜しており、本件土地及び建物の沈下は現在でも進行中であるから、本件建物の基礎であるべた基礎は上記沈下に対応することができていない基礎である。本件建物の基礎を構造耐力上安全なものと認めることができず、本件建物の基礎には、瑕疵があるということができる。

中古の建物と敷地の売買契約において、買主らは、本件建物が傾斜しているのは、本件土地の地盤そのものが宅地として通常有すべき品質・性能を有しない瑕疵に当たるとし、瑕疵を補修することは不可能であるから、契約の目的を達することができないと主張し、売買契約の解除及び損害賠償を求めた事案において、本件建物の基礎に隠れた瑕疵があると認めた上で、売主の損害賠償責任として本件建物の補修費用等を認容した事例（東京地裁 平成24年6月8日判決 一部認容（確定）判例時報2169号26頁）



(3) 隠れた瑕疵

このような本件土地の地盤及び本件建物の基礎の瑕疵は、本件売買契約前から存在していたものであったと認められるが、これらの瑕疵は、Xらが体感するようになった異常の発生や専門家の調査によって初めて明らかになったものであり、買主であるXらが通常の注意を用いても発見することができなかったと認めることができるのであるから、本件土地の地盤の性状に宅地として利用上の瑕疵があり、本件建物の基礎に構造耐力上の安全性を欠く瑕疵があることは、いずれも隠れた瑕疵に当たると認めることができる。

(4) Yの瑕疵担保責任に基づき、本件売買契約を解除できるかについて

本件建物の傾斜を補修することによって、本件建物は居住用建物として利用可能となり、本件売買契約の目的は達成できるから、Xらは、Yの瑕疵担保責任に基づき、本件売買契約を解除することはできない。

(5) Y 1 会社の不法責任又は使用者責任

地盤調査等について、専門的知識を有する他社に発注しているが、Y 1 会社が受注業者に不適切な指図をしたとは認められない。

(6) Xらの損害について

① 本件建物の予備調査費用、地盤調査費用、本件建物の傾斜の程度、その原因及び補修方法に関する調査費用として合計102万1580円が、本件と相当因果関係のある損害であると認められる。

② 本件建物の傾斜は、本件建物の下部に鋼管を圧入し、本件建物をジャッキアップすることによって補修可能であるため、補修費用1830万円、弁護士費用は、Xらにつき合計190万円と認められる。

3 まとめ

本判決は、本件中古建物の傾斜は本件土地の不同沈下によって発生したものであるから、本件建物の基礎に隠れた瑕疵があると認められるとしたが、本件建物の傾斜を補修することにより居住用建物として利用可能であるとして売買契約を解除することはできないとし、売主の損害賠償責任として、本件建物の傾斜の原因・補修方法に関する調査費用、補修費用相当額、弁護士費用等を賠償すべきことを命じた事例である。

また、瑕疵担保責任の賠償の範囲は信託利益説（当該瑕疵がないと信じた事によって被った損害）、履行利益説（当該瑕疵がなかったら得られたであろう利益）などの見解があるが、本判決は、瑕疵の調査費用と補修費用相当額を賠償する義務を売主に対し認めたもので、特に新しい判断を示したものではないが、実務上参考になろう。

なお、「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」には、放置するといずれは居住者等の生命、身体又は財産に対する危険が現実化することになる瑕疵も含まれるとされた事例（福岡高判 平成24・1・10 RETIO87-108、最高裁 平23・7・21 RETIO84-101ほか）も併せて参考にされたい。

1

法定講習会のご案内

取引主任者証の交付・更新を受けるには登録をしている都道府県が指定した講習を受講しなければなりません。

有効期間満了日までに当協会から講習会の開催の通知をします。会場等の都合により、各講習会の受講者数の平均化を図っていますので、万障お繰り合わせのうえ、指定日に受講してください。（有効期間満了日が近づいたにもかかわらず、講習会開催の通知がない場合は当協会までお問合せください。）

平成 25 年度宅地建物取引主任者 法定講習会予定

※締切りは、講習会実施日の 2 週間前になります。

講習開催日	会場
平成25年 7 月30日(火)	つくば
平成25年 8 月28日(水)	水 戸
平成25年10月 1 日(火)	つくば
平成25年11月 6 日(水)	水 戸
平成25年12月17日(火)	つくば
平成26年 2 月19日(水)	水 戸
平成26年 3 月14日(金)	つくば

水戸会場	ホテルレイクビュー水戸	水戸市宮町1-6-1
つくば会場	ホテルグランド東雲	つくば市小野崎488-1

2

茨城県水源地域保全条例

平成25年 1 月31日以降の森林の土地取引には 茨城県水源地域保全条例に基づく事前届出が必要です!!

【届出が必要とき】

知事が指定する水源地域（※1）内の民有林の土地についての所有権、地上権その他使用及び収益を目的とする権利を有している者が、次に掲げる事項をその内容に含む契約並びに当該民有林の土地所有者等が法人である場合にあっては合併契約（当該民有林の土地所有者等である法人が存続する場合を除く。）及び分割契約（当該民有林の土地の所有権等を継承させる場合に限る。）（※2）

※1 水源地域は、市町村の大字単位で指定し、指定された大字の区域内にある不動産登記法の地目、「山林」、「原野」、「保安林」、「雑種地」において、事前の届出が必要となります。

※2 贈与、売買、交換、地上権等の設定、使用貸借、賃貸借に係る契約に関する移転等が対象となります。相続は対象外です。

【届出者】

譲渡人等（契約に係る土地の権利を有する者）

【届出期限】

契約締結予定日の30日前

＜問い合わせ＞

条例の内容については、県林政課のホームページを御覧いただくか、下記宛てへお問い合わせください。 <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/rinsei/>

茨城県農林水産部林政課計画担当 TEL:029-301-4031 FAX:029-301-4039

平成25年度宅地建物取引主任者資格試験のお知らせ

試験実施公告	6月7日（金）
試験日程	10月20日（日）午後1時～午後3時　ただし講習修了者は1時10分～3時
試験会場	茨城大学　水戸市文京2-1-1（登録講習修了者含む） 流通経済大学　龍ヶ崎市平畑120
受験料	7,000円 ■受験申込み前に指定の振替用紙にて郵便局又は銀行で振り込む。 ■インターネット申込の場合は推進機構が指定したクレジットカード決済又はコンビニエンスストアでの支払い ※振り込み手数料及び事務手数料は本人負担となります。
申込書配布期間	7月1日（月）～7月31日（水）
申込の配布場所	（公社）茨城県宅地建物取引業協会本部事務局及び各支部事務局 ■県庁建築指導課 ■各県民センター建築指導課（県北・県西・県南・鹿行）*総室（県庁内）を除く ■各土木事務所・工事事務所・工務所 （水戸・大宮・土浦・潮来土木事務所、高萩・鉾田・竜ヶ崎・常総・境工事事務所、大子工務所）*常陸太田工事事務所、筑西土木事務所は除く ■茨城県東京事務所 ■ワンダーグー書籍売場 ■川又書店（県庁店・エクセル店）*駅前店は廃止 ■くまざわ書店（取手店・つくば店・イーアスつくば店）
受験申込の受付	■郵送による申込 7月1日（月）～7月31日（水）までの消印の有るもの。試験案内が入っていた封筒に申込書を入れ「簡易書留」として郵便局窓口に出すこと。申込書は絶対に折らずに複数の申込書を同じ封筒に入れないこと。 （封筒1通につき申込書1部　厳守） ■インターネットによる申込 7月1日（月）AM 9:30～7月16日（火）21:59まで 推進機構ホームページ（ http://www.retio.or.jp ）にアクセスし①インターネット用試験案内の熟読　②画像切り取りツールのダウンロード　③写真（JPEG形式）ファイルを準備し受付トップページへアクセスしてください。
合格発表	12月4日（水）から3日間 宅建協会本部支部・県庁建築指導課で合格名簿を掲示するほか、本人に「合格証書」を簡易書留（当日必着ではありません）で送付します。

* 受験申込書郵送請求者への対応

A 4判の用紙が折らずに入る返信用封筒に住所、氏名を記入の上140円切手を貼って封筒の表に「宅建試験願書請求」と朱書し本部宛送付。原則1人1部。

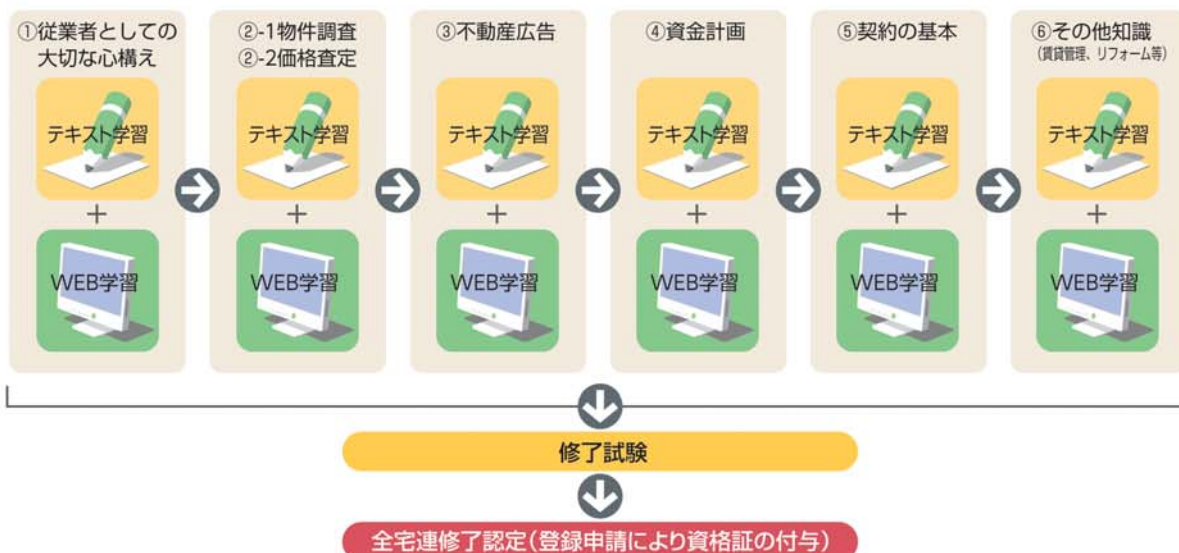


第1段階で不動産の基礎を固める 「不動産キャリアパーソン講座」

本資格は、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会（全宅連）が実施する新教育研修資格制度「〈不動産キャリア〉サポート研修制度」の最初の課程（第1段階）で付与されます。第1段階では不動産取引実務の基礎知識、今後実施予定の第2段階では専門知識を修得します。



■第1段階（基礎知識）



■不動産キャリアパーソン資格概要

本資格は消費者を含めた不動産取引に関わる者全般に対する適正な取引知識の普及による安心安全な不動産取引の推進のために、全宅連が独自で実施する資格です。

本資格は、全宅連が定めるテキストに基づき学習（通信教育）していただき、最後に修了試験を受験、試験に合格した者で宅地建物取引業に従事している者は「不動産キャリアパーソン」資格に登録できます。

なお、本資格は基礎知識の修得を主としており、今後、実務知識、専門知識の修得を目的とした内容も実施していきます。

■受講要件

どなたでも受講できます。

※都道府県宅建協会の新規入会会員は入会時に必ず受講していただきます。

■受講料

- ① 都道府県宅建協会会員およびその従業者で従業者証明書を発行された者 8,400円（税込）
 - ② ①以外の者 12,600円（税込）
- ※上記費用には、通信教育費用、受験料（1回分）、登録費用が含まれます。

■受講の流れ

1. 都道府県宅建協会または全宅連ホームページから受講申込
2. 後日受講者宛に届くテキストとWEB上の講習動画による通信教育で学習（受講期間は学習、修了試験含め2ヵ月）
3. 通信教育学習後、都道府県に所在する指定会場でパソコンによる修了試験を受験。試験は60分間4肢択一の全40問、7割以上の正解で合格
4. 合格者で宅地建物取引業に従事している者は、全宅連に登録申請すれば「不動産キャリアパーソン」資格証が付与されます

■お問い合わせ 全宅連 広報研修部 TEL03-5821-8112（電話受付 平日 9:00～17:00）



全宅管理 入会のご案内

賃貸不動産管理業界
最大の会員数

全宅連が母体となって設立した一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会（通称「全宅管理」）は、原状回復や家賃滞納問題、空室率の増加など不動産賃貸業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、管理を媒介の延長・付随業務にとどまらない完全に「独立した業務」として確立することを目指しています。

事業のご案内 会員の方々限定で各種のサポート事業を行っています。

- 協会 HP・会報誌・ファックス・メールマガジンにて賃貸管理関連トピックス等の情報提供を定期的実施しています。
- 200種類以上の様々なオリジナル賃貸不動産管理関係書式が、協会 HPの会員専用ページから入手できます。
- 賃貸管理業務に必要なノウハウが網羅された「**賃貸不動産管理業務マニュアル**」などの実務に役立つ各種出版物を発行し、無料配布または会員価格で提供しています。
- 毎週実施中の顧問弁護士による**電話法律相談**で法的・実務的なアドバイスが得られます。
- 現場での経験を踏まえた対応策など実務者講師等による会員研修会を実施しています。
- 管理者の過失による損害賠償請求に備えた「**賃貸管理業賠償責任保険**」に自動的に加入となります。
- 水洩れ事故など入居者からの緊急連絡等を管理者に代わり対応する「**夜間・休日サポート**」を会員価格で利用できます。
- オーナーに対する月次管理報告書等や事業収支提案書作成のためのパソコンソフトを会員価格で提供しています。
- 入居申込者の信用力を照会できる入居者と信システムや家賃保証システムが利用できます。

など

管理業務の各ステップごとに書式やツールの作成、各種サポート事業等を用意しています。

管理業務委託契約



- サポート事業（賃貸住宅事業収支計算ソフト など）
- 出版物（貸主への提案用リーフレット、賃貸住宅管理業者登録制度の解説書 など）
- 書式（管理委託契約書、オーナーチェンジ通知、顧客物件別台帳 など）



管理業務

新規募集時業務

- サポート事業（入居者と信システム、家賃保証システム、借主向け家財保償、借家人賠償責任保険 など）
- 出版物（店頭用ハトマークステッカー、入居のしおり など）
- 書式（入居可否通知書、入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト など）

契約期間中業務

- サポート事業（賃貸管理業務支援ソフト、夜間休日サポート、家賃集金代行システム など）
- 書式（連帯保証人変更手続書、賃料等収納状況表、転貸承諾書、増改築等承諾書、賃料改定合意書 など）
- 日常管理業務書式（ゴミの出し方、共有部分の私物注意 など）

契約更新・終了時業務

- 出版物（原状回復をめぐるトラブルとガイドライン再改訂版 Q&A、原状回復基礎知識 など）
- 書式（期間満了・更新のお知らせ、更新合意書、退去案内通知書、敷金・保証金精算明細書、定期建物賃貸借契約終了についての通知 など）

媒介業務

- 書式（入居申込書、入居申込撤回報告書、鍵受取証、親権者同意書、連帯保証人引受承諾書 など）

《入会金・年会費》 入会金 20,000 円 年会費 24,000 円（月額 2,000 円×12ヶ月分）

《ご入会の手続き》 1) HP より入会申込書をダウンロードの上、必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス（FAX：03-5821-7330）にてご送付ください。
2) 入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-6-3 全宅連会館
TEL:03-3865-7031 FAX:03-5821-7330 HP:<http://www.chinkan.jp/> e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 で検索

新入会員紹介 (H25. 1. 1～4. 30)

支部名 代表者	種類	免許番号	免許年月日	商号又は名称	所在地	電話	FAX
水戸 月田 博	知 横山	(11) 1974	H23.11.11	茨城セキスイハイム(株) 水戸不動産赤塚店	水戸市姫子2-201-1	029-309-0061	252-3070
水戸 小島 正義	知 小島	(1) 6879	H25.3.28	城北土地開発	東茨城郡城里町石塚2285-5	029-288-7111	288-4208
水戸 滝村 輝男	大 深谷	(4) 5326	H20.4.3	日本住宅(株) 茨城支店	水戸市元吉田町917-1 プラザビル2F	029-304-0510	247-0514
水戸 菅谷 直幸	知 大谷	(1) 6875	H25.3.19	(株)フレックス	水戸市笠原町1750-9	029-244-3939	244-4510
水戸 越川 芳治	知 須永	(6) 4841	H24.7.12	(株)マイルーム館 笹野支店	ひたちなか市笹野町2-11-30	029-219-7734	219-7832
水戸 湯浅 宗浩	知 湯浅	(1) 6860	H24.11.8	(株)湯浅	東茨城郡大洗町磯浜町1133	029-267-5281	267-5283
土浦・つくば 藤崎 朗	知 藤崎	(1) 6870	H25.1.22	ジャパン・プロパティ・マネジメント(株)	土浦市大手町3-2	029-875-7496	875-7497
土浦・つくば 玉木 康裕	大 三村	(2) 6857	H21.4.20	タマホーム(株) 土浦店	土浦市中村南6-6-14	029-843-8882	843-8887
土浦・つくば 小泉 菊男	知 小林	(1) 6859	H24.10.29	東洋開発(株)	稲敷郡阿見町岡崎1-6-26	029-886-9991	886-9992
県南 石倉 康弘	知 大山	(2) 6196	H20.10.31	(株)住工房守谷 みらい平支店	つくばみらい市東櫛戸1152-1(紫峰ヶ丘1-682-14)	0297-44-7201	44-7208
県西 稲葉 龍也	知 松崎	(1) 6869	H25.1.22	(株)イナバ総合建物	筑西市向上野690-3	0296-52-0096	52-4069
県西 亀山 幸平	知 亀山	(1) 6867	H24.12.20	K 2 アソシエイツ(株)	結城市結城7116-1 R 50villa・N棟 104号	0296-54-5883	54-5884
鹿行 月田 博	知 理崎	(11) 1974	H23.11.11	茨城セキスイハイム(株) 鹿島店	神栖市堀割1-2-32	0299-92-8585	92-8105
鹿行 柳川 和男	知 阿瀬	(1) 6868	H25.1.16	(株)サンコー・レジデンス	神栖市大野原2-12-18	0299-92-5780	92-5780
古河・岩井 小川 勇治	大 小川	(1) 8395	H25.1.25	(株)大地住建 古河店	古河市東1-11-37-1F	0280-23-3731	23-3735
古河・岩井 木村 満	知 木村	(1) 6866	H24.12.20	坂東不動産	坂東市沓掛4056-1	0297-44-0085	44-0084
牛久・竜ヶ崎 山中 貞夫	大 滝田	(1) 8406	H25.2.28	積和建設東関東(株) 常葉支店	牛久市岡見町2856-2	029-874-1735	873-3391
牛久・竜ヶ崎 舘下 典敏	大 中鉢	(9) 3039	H24.5.11	三越住宅(株) 牛久営業所	牛久市神谷1-17-9	029-872-7712	879-9924

会員名簿訂正のお願い

会員名簿に誤記載がありましたので、下記の通り訂正をお願いいたします。

頁	商号	訂正箇所	訂正後
20	(株)A S S O	電話	029-240-3399
		F A X	029-240-3398

誤表記の当該会員様には、お手際を深くお詫び申し上げます。

編集後記

会員の皆様こんにちは！ 本年4月より宅建協会は「公益社団法人」として新たな組織に生まれ変わりました。協会役員はじめ職員一同心機一転改革に取り組んでまいります。☆政界はアベノミクス一色で、円と株が風に舞う紙っぺらのように乱高下しております。参議院の選挙も間近です。尖閣、竹島、北方領土の問題等課題が山積しております。消費税の税率アップも心配です。でも世の中の浮き沈みに惑わされることのないように我々は地道に本業に取り組んで参りましょう。(情報提供委員長 小沼 淳志)